



発行新 潟 県号外1平成28年6月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

# 条 例

- 26 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 27 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 28 新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(福祉保健課)
- 29 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 30 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 31 新潟県認定こども園の要件等に関する条例(少子化対策課)
- 32 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 33 新潟県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例(林政課)
- 34 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(農地計画課)

## 本号で公布された主な条例のあらまし

# ◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第26号)

- 1 知事の給料の減額
  - 平成28年7月1日から同月31日までの間、知事の給料月額の100分の10を減額することとしました。
- 2 施行期日
  - この条例は、平成28年7月1日から施行することとしました。

# ◇新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(新潟県条例第28号)

- 1 民生委員・児童委員の定数の変更
  - 民生委員・児童委員の改選に伴い、市町村ごとの定数を変更することとしました。
- 2 施行期日
  - この条例は、平成28年12月1日から施行することとしました。

# ◇新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例(新潟県条例第30号)

1 指定管理者制度の導入

新潟県新星学園の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、 指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第5条~第9条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

# ◇新潟県認定こども園の要件等に関する条例 (新潟県条例第31号)

1 基準告示及び基準省令の改正に伴う規定の整備

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を定める告示及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、認

定こども園の要件等について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

# ◇新潟県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第33号)

1 基金の設置期間の見直し

森林における計画的かつ一体的な施業の実施に不可欠な活動を支援することにより、森林の適正な整備及び保全を図り、もって森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、新潟県森林整備地域活動支援基金の設置期間を見直すこととしました。(附則関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

# 条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県認定こども園の要件等に関する条例
- (7) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例 平成28年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

# 新潟県条例第26号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
1・2 (略)	1・2 (略)
3 知事の給料月額については、平成28年7月1日	3 知事の給料月額については、平成26年8月1日
かた同日21日までの関 第9条の坦空にかかわた	かた同日21日までの関 第9条の坦宁にかかわた

3 知事の給料月額については、<u>平成28年7月1日</u> <u>から同月31日まで</u>の間、第2条の規定にかかわら ず、同条に定める額から当該額に<u>100分の10</u>を乗 じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当 の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定め る額とする。 3 知事の給料月額については、<u>平成26年8月1日</u> <u>から同月31日まで</u>の間、第2条の規定にかかわら ず、同条に定める額から当該額に<u>100分の20</u>を乗 じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当 の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定め る額とする。

# 附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

## 新潟県条例第27号

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年新潟県条例第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改
 正
 後

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

- 第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
  - (1) (略)
  - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
    - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 (以下「自動車借入れ契約」という。)である 場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙 運動用自動車が使用される場合には、当該候 補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自 動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用 自動車として使用された各日についてその使 用に対し支払うべき金額(当該金額が1万 5,800円を超える場合には、1万5,800円)の 合計金額
    - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給 に関する契約である場合 当該契約に基づき 当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車(これに代わり使用 される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に 前条の規定による届出に係る契約に基づき供 給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円 に当該候補者につき法第86条の4第1項、第 2項、第5項、第6項又は第8項の規定によ る候補者の届出のあった日から当該選挙の期 日の前日までの日数から前号の契約が締結さ れている日数を除いた日数を乗じて得た金額 に達するまでの部分の金額であることにつき、 委員会が定めるところにより、当該候補者か らの申請に基づき、委員会が確認したものに 限る。)

改 正 前

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払 手続)

- 第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
  - (1) (略)
  - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 金額
    - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 (以下「自動車借入れ契約」という。)である 場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙 運動用自動車が使用される場合には、当該候 補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自 動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用 自動車として使用された各日についてその使 用に対し支払うべき金額(当該金額が1万 5,300円を超える場合には、1万5,300円)の 合計金額
    - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給 に関する契約である場合 当該契約に基づき 当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車(これに代わり使用 される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に 前条の規定による届出に係る契約に基づき供 給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円 に当該候補者につき法第86条の4第1項、第 2項、第5項、第6項又は第8項の規定によ る候補者の届出のあった日から当該選挙の期 日の前日までの日数から前号の契約が締結さ れている日数を除いた日数を乗じて得た金額 に達するまでの部分の金額であることにつき、 委員会が定めるところにより、当該候補者か らの申請に基づき、委員会が確認したものに 限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手 続)

- 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき 金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価 が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定め るところにより算定した金額を超える場合には、 当該各号に定めるところにより算定した金額)に 当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通 じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲 内のものであることにつき、委員会が定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基づき、委員 会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、 第6条後段において準用する第2条ただし書に規 定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作 成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの 作成を業とする者に対し支払う。
  - (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下 である場合 7円51銭
  - (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支 払手続)

- 第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるポスターの作成を業とする者に支払う べき金額のうち、当該契約に基づき作成された選 挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該 作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各 号に定めるところにより算定した金額を超える場 合には、当該各号に定めるところにより算定した 金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を 通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に 2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつ き、委員会が定めるところにより、当該候補者か らの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用す る第2条ただし書に規定する要件に該当する場合 に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの 請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者 に対し支払う。
  - (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手 続)

- 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき 金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価 が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定め るところにより算定した金額を超える場合には、 当該各号に定めるところにより算定した金額)に 当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通 じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲 内のものであることにつき、委員会が定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基づき、委員 会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、 第6条後段において準用する第2条ただし書に規 定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作 成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの 作成を業とする者に対し支払う。
  - (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下 である場合 7円30銭
  - (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 36万5,000円と4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

- 第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるポスターの作成を業とする者に支払う べき金額のうち、当該契約に基づき作成された選 挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該 作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各 号に定めるところにより算定した金額を超える場 合には、当該各号に定めるところにより算定した 金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を 通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に 2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつ き、委員会が定めるところにより、当該候補者か らの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用す る第2条ただし書に規定する要件に該当する場合 に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの 請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者 に対し支払う。
  - (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500

以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500 を超える場合 <u>26万2,530円と27円50銭</u>にその 500を超える数を乗じて得た金額との合計額に <u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区における ポスター掲示場の数で除して得た金額 以下である場合 510円48銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500 を超える場合 <u>25万5,240円</u>と<u>26円73銭</u>にその 500を超える数を乗じて得た金額との合計額に <u>30万1,875円</u>を加えた金額を当該選挙区におけ るポスター掲示場の数で除して得た金額

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の 規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行 日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

# 新潟県条例第28号

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例(平成27年新潟県条例第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。)の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市町村	定数
長岡市	561人
(略)	
新発田市	185人
(略)	
村上市	178人
燕市	129人
(略)	
上越市	437人
阿賀野市	101人
(略)	
胎内市	73人
(略)	

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。)の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市町村	定数
長岡市	555人
(略)	
新発田市	182人
(略)	
村上市	177人
燕市	127人
(略)	
上越市	430人
阿賀野市	100人
(略)	
胎内市	72人
(略)	

# 附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

## 新潟県条例第29号

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第 22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

正:

徭

改 (設備及び備品等)

(設備及び備品等)

氹

第21条 基準省令第95条第1項(基準該当通所介護 事業所にあっては、基準省令第108条第1項)に 規定する設備及び備品等は、利用者へのサービス の向上及び通所介護従業者の業務の負担の軽減を 図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう 努めなければならない。

(通所介護計画の変更)

- 第22条 指定通所介護事業所又は基準該当通所介護 事業所(次条において「指定通所介護事業所等」 という。)の管理者は、通所介護計画の作成後、当 該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に 応じて当該通所介護計画の変更を行うものとする。
- 2 基準省令第99条第1項から第4項までの規定は、 通所介護計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第24条 指定通所介護事業者等は、利用者に対する 指定通所介護又は基準該当通所介護の提供に関す る基準省令第104条の3第2項各号に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間保存しなけれ ばならない。 第21条 基準省令第95条第1項(<u>指定療養通所介護</u> 事業所にあっては基準省令第105条の7第1項、 基準該当通所介護事業所にあっては<u>基準省令</u>第 108条第1項)に規定する設備及び備品等は、利

用者へのサービスの向上及び通所介護従業者の業

正

前

務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配 慮して備えるよう努めなければならない。

(通所介護計画等の変更)

- 第22条 指定通所介護事業所又は基準該当通所介護 事業所(次条において「指定通所介護事業所等」 という。)の管理者は、通所介護計画(指定療養通 所介護事業所の管理者にあっては、療養通所介護 計画。以下この条において「通所介護計画等」と いう。)の作成後、当該通所介護計画等の実施状況 の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等 の変更を行うものとする。
- 2 基準省令第99条第1項から第4項までの規定は 通所介護計画の変更について、基準省令第105条 の12第1項から第5項までの規定は療養通所介護 計画の変更について、それぞれ準用する。

(記録の整備)

第24条 指定通所介護事業者等は、利用者に対する 指定通所介護又は基準該当通所介護の提供に関す る基準省令第104条の3第2項各号<u>(指定療養通</u> 所介護事業者にあっては、基準省令第105条の18 第2項各号)に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存しなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第30号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例(昭和39年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

	改	正	後		改	正	前	
第4条	(略)			第4条	(略)			

(指定管理者による管理)

- 第5条 新星学園の管理は、知事が指定する社会福 祉法人(以下「指定管理者」という。)に行わせる ことができる。
- 2 前項の規定により指定管理者に新星学園の管理 を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の 場合」という。)における第2条の規定の適用につ いては、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」 とする。

(指定管理者が行う業務)

- 第6条 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 第1条第2項に規定する業務
  - (2) 第2条に規定する入所の承認に関する業務
  - (3) 新星学園の施設及び設備の維持管理に関する 業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行 わせることが適当な業務として知事が定める業 務

(利用料金)

- 第7条 指定管理者による管理の場合には、第3条 の規定は、適用しない。
- 2 指定管理者による管理の場合には、第3条第3 項の表の左欄に掲げる者は、その料金(以下「利 用料金」という。)を指定管理者に納めなければな らない。
- <u>3</u> 指定管理者は、利用料金をその収入として収受 するものとする。
- 4 利用料金の額は、第3条第3項及び第4項に規 定する額とする。
- 5 前項の規定によるほか、指定管理者は、必要が あると認める場合には、あらかじめ知事の承認を 得て、利用料金を定めることができる。

(指定管理者の指定)

第8条 第5条第1項の規定による指定を受けよう

<u>とする者は、規則で定めるところにより、知事に</u> 申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、 次に掲げる基準に照らして最も適切な新星学園の 管理を行うことができると認める者を指定管理者 として指定するものとする。
  - (1) 新星学園の運営において、知的障害のある児童の平等利用が確保されること。
  - (2) 法その他の関係法令の規定を遵守して新星学園の管理を行うことができること。
  - (3) 新星学園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
  - (4) 新星学園の管理を安定して行う物的能力及び 人的能力を有していること。

(指定管理者の告示)

第9条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を 取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するも のとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施 設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。 (知事への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施 設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正及び同条を第10条とし、同条の前に5条を加える改正(第8条及び第9条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第31号

新潟県認定こども園の要件等に関する条例

新潟県認定こども園の要件等に関する条例(平成18年新潟県条例第67号)の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律 第77号。以下「法」という。)の定めるところにより、認定こども園の要件等について定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において使用する用語は、法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件)

- 第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件は、次に掲げるものを除くほか、法(法の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)及び基準告示(基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。
  - (1) 基準告示第3の2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。 ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有し、かつ、規則で定める者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの(幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力をしている者に限る。)を学級担任とすることができる。
  - (2) 基準告示第3の2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有し、かつ、規則で定める者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの(保育士の資格の取得に向けた努力をしている者に限る。)を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。
  - (3) 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有し、かつ、規則で定める者でなければならない。
  - (4) 認定こども園における子育て支援事業については、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力を向上させることその他規則で定める事項に留意して、実施しなければならない。
  - (5) 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、規則で定める事項を積極的に公開しなければならない。
  - (6) 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示を するよう努めるものとする。
  - (7) 法第4条第1項の申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設の設置者が、当該申請をする場合においては、現に当該施設に在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けた場合の教育、保育等について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。
  - (8) 保護者からの苦情に適切に対処するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - (9) 認定こども園は、その運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。
- 2 知事は、基準告示第4の1又は6に規定する要件を満たしているかどうかを判断するに当たっては、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。

(幼保連携型認定こども園の基準)

- 第4条 幼保連携型認定こども園の基準は、次に掲げるものを除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過 措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。
  - (1) 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こど

も園である旨を掲示するよう努めるものとする。

(2) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第46号)第4条から第7条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、第5条の見出し中「入所した者」とあるのは「園児」と、同条中「入所している者」とあるのは「園児」と、「又は入所」とあるのは「又は入園」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

- **第5条** 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)の設置者(県を除く。次項において同じ。)は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をする場合において、当該認定こども園の設置者は、事前に当該認定こども園に在籍している子どもの保護者に対して、当該認定こども園を廃止することについて十分に説明しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。 (合議制の機関)
- 第6条 法第25条の合議制の機関は、新潟県社会福祉審議会条例(平成12年新潟県条例第17号)に定める新潟県 社会福祉審議会とする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 2 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改正	後		改	Ţ Ţ	E 前	
別ā	<b>長</b> (第2条関係)		月別	<b>J表</b> (第2条图	関係)		
	1)~(4) (略)			$(1) \sim (4)$	(略)		
	5) 福祉保健部関係			(5) 福祉保險	建部関係		
	事務	市町村		事	j.	務	市町村
	(略)	·		(略)			
	14 就学前の子どもに関する教育	「、保 (略)		14 就学前	の子どもに	関する教育、保	(略)
	育等の総合的な提供の推進に関	する		育等の総	合的な提供	の推進に関する	
	法律(平成18年法律第77号。以	(下こ		法律(平	成18年法律	第77号。以下こ	
	の項において「法」という。)、	新潟		の項にお	いて「法」	という。)、新潟	
	県認定こども園の要件等に関す	-る条		県認定こ	ども園の要	件等に関する条	
	例(平成28年新潟県条例第31号	<u>L</u> 。以		例( <u>平成</u>	18年新潟県	条例第67号。以	
	下この項において「条例」とレ	ヽう。)		下この項	において「	条例」という。)	
	並びに法及び条例の施行のため	の規		並びに法	及び条例の	施行のための規	
	則に基づく事務のうち、次に掲	引げる		則に基づ	く事務のう	ち、次に掲げる	
	もの			もの			
	(1)~(15) (略)			$(1) \sim (15)$	(略)		
(	6)~(9) (略)	•	_	$(6) \sim (9)$	(略)		

## 新潟県条例第32号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

潟

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)の一部を次のよ うに改正する。

報

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

正 改 正 改 後 前 (目的) (目的)

第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第 24号。以下「法」という。)第8条第1項の認定地 域再生計画に記載されている法第5条第4項第5 号の地方活力向上地域内において、法第17条の2 第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備 計画(以下「認定地方活力向上地域特定業務施設 整備計画」という。)に従って法第5条第4項第5 号の特定業務施設(以下「特定業務施設」という。) を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認 定事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、 県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、 新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の 増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興 に寄与することを目的とする。

第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第 24号。以下「法」という。)第8条第1項の認定地 域再生計画に記載されている法第5条第4項第4 号の地方活力向上地域内において、法第17条の2 第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備 計画(以下「認定地方活力向上地域特定業務施設 整備計画」という。)に従って法第5条第4項第4 号の特定業務施設(以下「特定業務施設」という。) を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認 定事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、 県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、 新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の 増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興 に寄与することを目的とする。

# 附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 新潟県条例第33号

新潟県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例 新潟県森林整備地域活動支援基金条例(平成14年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
この条例は、平成14年4月1日から施行する。	
	<u>1</u> この条例は、平成14年4月1日から施行する。
	2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力
	<u>を失う。</u>
	3 この条例の失効の際、基金に残高があるときは、
	当該残高に相当する金額を、一般会計歳入歳出予
	算に計上して、国庫に納付するものとする。

# 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第34号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和33年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

(負担金の徴収方法)

### 第4条 (略)

2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金 に係る前項の元利均等年賦支払においては、その 支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業 によって生じた施設で当該事業が完了するまでの 間において農林水産大臣が管理しているものにつ き国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併 せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧のすべ てが完了した年度)の翌年度から起算して、土地 改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政 令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号 に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含 む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2 年を含む。)とし、利率は、土地改良法施行令第52 条の2等の農林水産大臣の定める率(平成28年3 月農林水産省告示第906号) に規定する率(以下 「農林水産大臣の定める率」という。)とする。た だし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲 げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間 は、当該各号に定める年度から起算する。

(1)~(4) (略)

3 第2条第2項に規定する土地取得者から徴収する負担金に係る第1項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、法第94条の8第5項の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度から起算して25年(据置期間3年を含む。)とし、利率は、農林水産大臣の定める率とする。

4·5 (略)

# 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 土地改良法(昭和24年法律第195号)第90条第2項、第3項及び第5項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成27年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

改 正 前

### 第4条 (略)

(負担金の徴収方法)

2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金 に係る前項の元利均等年賦支払においては、その 支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業 によって生じた施設で当該事業が完了するまでの 間において農林水産大臣が管理しているものにつ き国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併 せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧のすべ てが完了した年度)の翌年度から起算して、土地 改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政 令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号 に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含 む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2 年を含む。)とし、利率は、年5分とする。ただし、 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負 担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該 各号に定める年度から起算する。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3 第2条第2項に規定する土地取得者から徴収する負担金に係る第1項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、法第94条の8第5項の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度から起算して25年(据置期間3年を含む。)とし、利率は、年5分とする。

4·5 (略)